フレンドシップ支援事業実施要項

１　目的

不登校（長期欠席を含む）の児童生徒や、一時的な緊急避難等を必要とする児童生徒が、学校生活への復帰を支援する学校以外の居場所として、様々な活動を通した支援や指導を計画的かつ組織的に行う。それらを通して集団生活や学業への適応力を高め、居場所づくりや学校復帰等の支援を行い、社会的な自立を目指す。

２　事業の概要

(1)　フレンドシップ通級児童生徒の居場所づくりや学校復帰等の支援
(2)　不登校児童生徒への学習支援
(3)　不登校児童生徒等へのカウンセリング及び心理検査等
(4)　フレンドシップや小中学校への心のパートナー派遣

３　指導内容

通級する児童生徒一人一人の生活や学習等に対する支援を行い、対人関係の悩み等について相談活動を行う。また、児童生徒の状況に応じて、支援を工夫する。

４　設置場所

フレンドシップ長田（鹿児島市立長田中学校内　平成２年６月開設）
フレンドシップ南　（鹿児島市立南中学校内　　平成９年４月開設）
フレンドシップ鴨池（市勤労青少年ホーム内　　平成15年４月開設）
フレンドシップ谷山（鹿児島市立谷山中学校内　平成17年４月開設）
フレンドシップ城西（鹿児島市立城西中学校内　平成25年５月開設）

５　対象児童生徒

(1)　市内小・中学校に在籍している不登校（長期欠席を含む）の児童生徒や、一時的な緊急避難等が必要な児童生徒で、学校長が認めた者
(2)　フレンドシップ
①　上記(1)のうち、本人及び保護者が、学校復帰をめざして通級を希望していること。
②　不登校の様々な要因のうち、主として心因性と思われる児童生徒であること。
③　フレンドシップのきまり等を守り、行事等にも参加すること。
④　フレンドシップ通級中に、本人及び保護者が適応指導相談員の相談を継続して受け、必要に応じて臨床心理相談員のカウンセリングを受けること。
(3)　学習支援員
上記(1)のうち、フレンドシップ等にも通級できないが、本人及び保護者が、自宅での学習支援を希望していること。

(4)　臨床心理相談員

フレンドシップ通級生及び学校、教育相談室等から紹介され、本人及び保護者が、カウンセリング等を希望していること。

(5)　心のパートナー

上記(1)のうち、フレンドシップ及び学校の相談室等で、本人及び保護者が、学習支援等を希望していること。

6　指導者

(1)　適応指導相談員

①　フレンドシップ長田とフレンドシップ南には、嘱託の適応指導相談員を１人ずつ配置し、設置学校(長田中、南中)のフレンドシップ担当教諭と連携して、指導・支援にあたる。

②　フレンドシップ谷山とフレンドシップ鴨池、フレンドシップ城西には嘱託の適応指導相談員を２人ずつ配置し、指導・支援にあたる。

(2)　学習支援員

フレンドシップ（長田、南、谷山、鴨池、城西）に学習支援員を１人ずつ配置し、学校と連携して児童生徒宅等で学習支援にあたるとともに、フレンドシップで指導・支援にあたる。

(3)　臨床心理相談員

青少年課とフレンドシップ(長田、南、谷山、鴨池、城西）に臨床心理相談員を１人ずつ配置し、学校と連携して児童生徒宅等で、より専門的な相談活動にあたるとともに、フレンドシップでカウンセリング等にあたる。

(4)　心のパートナー

フレンドシップ(長田、南、谷山、鴨池、城西）に心のパートナーを配置し、通級児童生徒の話し相手や学習支援等にあたるとともに、要請のあった小・中学校で児童生徒の話し相手や学習支援等にあたる。

7　運営要項

(1)　フレンドシップへの通級

①　通級の手続き

ア　通級を希望する児童生徒及び保護者は、本市の教育相談室で通級に必要な相談を行う。緊急避難等による一時的通級の場合は、校長が保護者に確認のうえ、教育委員会に「フレンドシップへの緊急による通級申請書（様式３)」を提出する。

イ　教育相談室は、通級が適切であると判断した場合には、フレンドシップを紹介し、「フレンドシップ体験通級許可証（様式１)」を発行する。

ウ　体験通級の許可を受けた児童生徒及び保護者は、「フレンドシップ体験通級許可証」を紹介されたフレンドシップに提出し、体験通級を開始する。(期間は２週間）ただし、状況によっては、期間を延長する。

※　体験通級を開始する際は、事前に保護者が学校（学級担任）に連絡しておく。

エ　体験通級を経て、通級を継続したい場合は、再度、市教育相談室の面接を受ける。その結果、「通級が望ましい」と判断された児童生徒及び保護者は、「フレンドシップ通級申込書（様式２）」を校長に提出する。

オ　校長は、「フレンドシップ通級申込書」の写しと「フレンドシップ通級資料」、「不登校・不登校傾向児童生徒への個別支援計画」の３点を添付資料とし、教育委員会に「フレンドシップ通級申請書（様式３）」を提出する。（計４点）

カ　教育委員会は、学校からの申請に基づき、フレンドシップへの通級（正式）許可を通知（様式４）する。

キ　学校は、教育委員会からの通知を受け、保護者にフレンドシップへの通級許可を連絡する。

②　通級の方法

通級児童生徒及び保護者は、学校長の許可を得て、通級方法を決定する。

③　開設日

開設日は、４月中旬から３学期修了式までの土曜日・日曜日・祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く日とする。ただし、第２土曜は開設し、フレンドシップ鴨池は勤労女性センターへ通級とする。

※　小学６年生、中学３年生については、卒業式まで。

※　長田中、南中、谷山中、城西中は、学校行事等により上記と異なる場合がある。

④　生活時間

月～金は9:00～16:00、第2土曜は9:00～11:30。ただし、通級児童生徒の適応状況によって、上記時間帯内で時間の調整をすることができる。昼食は持参する。

※　携帯電話の持ち込みは、原則禁止とする。

⑤　生活内容

自主的、自発的な生活や学習をさせるために必要な内容を通級児童生徒と保護者及び指導者が話し合って決める。

⑥　生活体験学習

指導者は参加者の実態をもとに活動内容の方向付けを行い、学習を援助する。

⑦　在籍校への登校

通級児童生徒と保護者が希望した場合は、在籍校に登校させる。

⑧　保護者への支援等

保護者に対して、個別あるいは集団での研修や相談活動を、定期に行う。

⑨　在籍校との連携

フレンドシップ連絡会を年２回実施し、意見交換等を行う。学校は、通級児童生徒の登校状況をフレンドシップに送付する。（様式５）

フレンドシップは、通級報告書を青少年課と学校に送付する。（様式６）

⑩　その他

他の児童生徒に対して迷惑な行為がある場合や、適応指導相談員の指導に従わない場合は、通級を停止する。

(2)　学習支援員の派遣

①　申請の手続き

ア　学習支援を希望する保護者及び児童生徒は、校長に派遣申込書を提出する。（様式１）

イ　校長は、①個別の支援計画に基づき②学習支援計画書を作成し、①②の両方を添えて教育委員会に申請する。（様式２）

ウ　教育委員会は、検討委員会での結果を学校長及び学習支援員に通知し、校長は、保護者へ通知する。（様式３）

②　学習支援の方法

ア　学習支援を行う教科、内容等については、学校が保護者及び児童生徒と話し合って決定する。その際、児童生徒の負担にならないよう十分配慮する。

イ　学習支援員は、申請書等をもとに、事前に学校及び保護者に日時及び内容について確認し、学習支援員支援計画を作成して、教育委員会に提出する。（様式４）

ウ　学習支援の期間は、１回の申請により１回２時間程度、週１回又は２回、２か月の範囲で、自宅を訪問して学習支援を行う。

※　延長は原則として１回までとする。

エ　１日目の学習支援員の訪問日には、校長（教頭）、担任等が同伴し、学習支援員を紹介する。

オ　学習支援員が訪問する際には、保護者又はそれに代わる人が在宅又は同伴する。

カ　学習支援員は、学習支援終了後、学習支援報告書を教育委員会及び学校に報告を行う。（様式４）

③　在籍校との連携

ア　学習支援の予定を変更する場合は、保護者は各フレンドシップを通じて、速やかに学習支援員に連絡する。

イ　学習支援を途中で中止しなければならない場合は、保護者は学校に連絡し、校長は教育委員会及び学習支援員に報告する。学習支援員は学習支援報告書により報告を行う。（様式４）

(3)　臨床心理相談員の派遣

①　申請の手続き

ア　フレンドシップ通級生及び保護者、関係教職員

(ｱ)　フレンドシップにて、随時面接を行う。必要に応じ、家庭訪問による面接（訪問面接～保護者が在宅している場合のみ）も行うことができる。

(ｲ)　心理検査を希望する場合、「各種心理検査利用同意書」を２部、臨床心理相談員に提出する。

※　心理検査の診断は出すことができないため、学校生活等における参考程度に留める。

イ　フレンドシップ通級生以外の児童生徒及び保護者、関係教職員

(ｱ)　面接を希望する児童生徒及び保護者は、様式１「臨床心理相談員面接等申込書」を校長に提出する。

(ｲ)　校長は、様式３「臨床心理相談員(面接・訪問相談)申請書」を作成し、様式１を添えて教育委員会に申請する。

(ｳ)　教育委員会は校長に通知し、校長は、保護者に通知する。(様式４)

(ｴ)　心理検査を希望する場合、「各種心理検査利用同意書」を２部、臨床心理相談員に提出する。

※　心理検査の診断は出すことができないため、学校生活等における参考程度に留める。

ウ　家庭訪問による面接等(訪問相談)

(ｱ)　訪問相談を希望する児童生徒及び保護者は、様式２「臨床心理相談員訪問相談申込書」を校長に提出する。

※　訪問相談は、保護者が在宅している場合のみ実施できる。

(ｲ)　臨床心理相談員の派遣に、学習支援員の同行を希望する場合は、様式２の該当する欄に○を記入して校長に提出する。

※　新規に学習支援員の派遣を希望する場合は、学習支援員の派遣申請も同時に行う。

(ｳ)　校長は、様式３「臨床心理相談員(面接・訪問相談)申請書」を作成し、様式１を添えて教育委員会に申請する。

(ｴ)　教育委員会は校長に通知し、校長は、保護者に通知する。(様式４)

(ｵ)　心理検査を希望する場合は、「各種心理検査利用同意書」を２部、臨床心理相談員に提出する。

(4)　心のパートナーの派遣

①　申請の手続き

ア　フレンドシップへの派遣

(ｱ)　コーディネーターの指導の下、教職を目指している大学生（大学院生）や、心理学を学んでいる大学生(大学院生)をフレンドシップに配置する。

(ｲ)　各フレンドシップに配置された心のパートナーは、コーディネーターや適応指導相談員の指導の下、児童生徒の学習支援や話し相手等、日常活動や野外活動において補助的な活動を行う。

イ　小・中学校への派遣

(ｱ)　心のパートナーの派遣を希望する学校長は、「心のパートナー派遣要請書」を教育委員会に申請する。(様式６)

(ｲ)　心のパートナーコーディネーターは、各フレンドシップ、学校と連絡を取り合い、派遣調整を行う。

(ｳ)　学校に配置された心のパートナーは、コーディネーターや、学校の担当教諭の指導の下、児童生徒の学習支援や話し相手等、日常活動や野外活動において補助的な活動を行い、「派遣学校での報告書」を提出する。(様式８)